

総論

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省では、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進など、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進に取り組んでいます。

第1節

国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

「人生100年時代」、「超スマート社会(Society 5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎える中において、生涯学習の重要性は一層高まっています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項については、中央教育審議会に生涯学習分科会を置いて審議を行っています。第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、高齢者や外国人、障害のある方

等、様々な困難な立場にある方々の社会的包摂の実現や、急速に進展するデジタル社会への対応などに向けて、社会教育・生涯学習が果たすべき具体的役割等について審議を行い、令和4年8月に「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて」を副題として「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を取りまとめました。

「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、これからの生涯学習・社会教育が果たしうる役割について、従来の基本的な役割に加えて重要になる役割として、①ウェルビーイングの実現、②地域コミュニティの基盤としての役割、そして、③デジタル社会への対応を含む社会的包摂の実現を図る役割、について示されています。

この議論を踏まえ、令和5年3月に「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）」について、①公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応、②社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活用機会の拡充に関することを中心として、5年度以降の工程表を含む今後の道行きについて審議を行い取りまとめました。

1 社会人の学びの推進

(1) 社会人の学び直し（リカレント教育）の充実

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能を身に付けることが必要です。また、出産や子育てなど女性のライフステー

ジに対応した活躍支援や、若者の活躍促進に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による産業構造の変化等に対応する観点からも、社会人の学び直し（リカレント教育）の推進がより一層重要となっています。令和4年6月に取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針2022）や「成長戦略実行計画」においては、リカレント教育の抜本的強化、推進が求められています。

一方、学ぶための時間がない、費用がかかる、社会人や企業のニーズに合った実践的なプログラムが少ない、及び講座等の情報が得にくいことなどから、大学等での社会人の学びが進まない状況が続いてきました。

このことを踏まえ、文部科学省は、大学・専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充や、リカレント教育を支える専門人材の育成に取り組んでいます。

具体的には、転職を希望する若者や非正規雇用労働者・失業者等への支援として、大学等において即効性があり質の高い教育プログラムを提供することを通じて円滑な就職・転職を促進する「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」や、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修

を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成を行う「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」、放送大学における数理・データサイエンス・AI教育に関するコンテンツの制作、専修学校におけるリカレント教育の実践モデルの形成に取り組む「専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト」、実務家教員育成に関するプログラムの開発・実施など産学共同による人材育成システムを構築する「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」等の事業を実施しています。

また、社会人や企業等のニーズに応じた実践的かつ専門的なプログラムのうち優れた取組について文部科学大臣が認定する制度として、大学・短期大学が行う「職業実践力育成プログラム（BP）」（令和5年4月現在で394課程を認定）や専修学校が行う「キャリア形成促進プログラム」（同年1月現在で19課程を認定）の充実を図っています。

加えて、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりや、リカレント教育の講座情報等を提供する総合的なポータルサイト（マナパス）^{*1}の整備などにより、社会人が学びやすい環境整備を行っています。



*1 参照：<https://manapass.jp/>

(2) 高等教育機関における社会人の学ぶ環境の整備

大学等において多様な学生を受け入れるため、令和元年8月に学校教育法施行規則等の一部改正を行い、単位累積加算制度の利用促進を目的とした履修証明プログラムに係る学修への単位授与や、正規の学位課程のうち体系的に開設された授業科目の学修に対する社会的評価の向上を目的とした学修証明書の交付が可能となりました。加えて、2年6月には、大学院におけるリカレント教育促進を目的とした入学前の既修得単位の認定の柔軟化等の制度改正を行ったほか、4年3月には大学院が開設する履修証明プログラムに係る学修においても単位授与が可能となりました。今後も、関係省庁と連携し、社会人の学びを推進していきます。

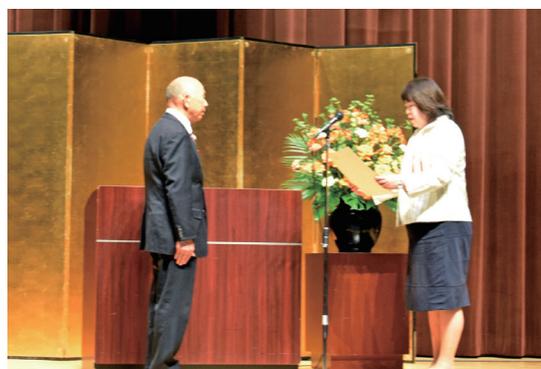
2 障害者の生涯を通じた学習の支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が生涯にわたり自らの可能性を追求でき、地域の一員として豊かな人生を送ることができる環境を整えていくことが求められています。

文部科学省では「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発等に関する実践研究や、生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究を行っており、研究成果を順次普及することとしています。令和4年度は、都道府県が中心となって域内の市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する障害者の生涯学習のための地域コンソーシアム形成事業、民間団体と市区町村が組織的に連携して特色ある生涯学習プログラムを開発・実施する事業に加え、大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築事業を行いました。「共に学び、生きる共生社会コンファ

レンス」については、障害者の生涯学習の全国的な推進に向けて、全国12か所において実施し、障害者本人による学びの成果発表や学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行いました。また、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動に対してその功績をたたえる文部科学大臣表彰では、令和4年12月に表彰式と事例発表を行い、被表彰者56件を掲載した事例集を作成しました。同年11月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として「超福祉の学校@SHIBUYA～障害の有無を飛び超えて、つながる学び舎～」を、NPO法人ピープルデザイン研究所との共催により開催しました。

そのほか、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。通称「読書バリアフリー法」）第18条の規定に基づき、令和4年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会を開催しました。



令和4年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰式の様子

3 専修学校教育の振興

専修学校は、昭和50年の学校教育法の改正において「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする教育施設であるとされ、制度が創設されました（[図表2-3-1](#)）。多様な分野において、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、地域産業を支える専門職業人を

養成しており、令和4年5月現在で3,051校が設置され、63万5,574人の生徒が学んでいます。

専修学校は、入学資格の違いによって、高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」（専門学校）、中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」（高等専修学校）、入学資格を問わない「一般課程」の三つの課程があります。文部科学大臣の指定を受けた高等課程又は専門課程を修了すれば、それぞれ大学入学資格又は大学院入学資格が得られます。また、修業年限が2年以上、総授業時数が1,700単位時間以上等の要件を、又は修業年限が4年以上、総授業時数が3,400単位時間以上等の要件を満たしている課程であって、文部科学大臣が認定した課程の修了者にはそれぞれ「専門士」又は、「高度専門士」の称号が付与されます。

平成24年度からは単位制及び通信制の教育が可能となりました。26年度には企業等との連携によって実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を「職業実践専門課程」として認定（令和5

年3月現在で1,093校3,165学科）する制度が創設されました。また、平成30年度には社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的・専門的なプログラムを「キャリア形成促進プログラム」として認定（令和5年1月現在で14校19課程）する制度が創設されました。

教育費負担の軽減を目的として、高等課程は、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の支給対象とされています。また、専門課程は、令和2年度から施行された高等教育の修学支援新制度（大学等における修学の支援に関する法律）に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた専修学校（専門課程）において一定の要件を満たす生徒については新制度の支援対象となります。

グローバル化の進展や産業の高度化・複雑化が進展していく中、専修学校は、その柔軟な特性を生かし、実践的職業人の育成に努めるとともに、社会人の学び直しの推進にも更に貢献していくことが期待されています。

図表 2-3-1 専修学校の目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。（学校教育法第124条）		
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800単位時間以上、常時40人以上の在学生 等		
課程	高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上	専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校（3年制）卒以上	一般課程 入学資格：限定なし（学歴不問）

4 多様な学習機会の提供

(1) 放送大学の充実・整備

放送大学は、いつでもどこでも学ぶことができるよう、BS放送（テレビ・ラジオ）やインターネットの活用等により、大学教育の機会を幅広く提供しています。また、全国に「学習センター」等を設置して学生の学習活動を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しています。令和4年度第2学期現在で学部・大学院を合わせて約9万人が在籍しており、これまでに延べ180万人以上の学生が学び、13万人を超

える卒業生を送り出してきました。放送大学の学生は職業・年齢も多様であり、学生の有職率は約7割で、心身に障害がある学生も800人以上在籍しており、字幕放送や印刷教材テキストデータの提供等を通じて障害者が学びやすい環境を整えています。

放送大学は、学部・大学院を合わせて400を超える授業科目を開設しており、学生は各自の学習目的に合わせて授業科目を選択することができ、科目等履修生として1科目から学ぶこともできます。また、特定分野の授業科目群を体系的に学ぶことに

より履修証明を得られる仕組みなどによって、多様な学習需要に応えています。さらに単位認定試験をWeb上で実施することで、試験期間中であれば、都合の良い場所と日時を選び試験を受けられるという、様々な学生にとって利便性の高い学習環境を整えています。加えて、デジタル社会で必要とされるデータサイエンスやAIの知識・技術に関するインターネット配信公開講座の開設や、社会的に関心の高い様々なテーマの番組放送等を行うことで、人生100年時代を見据えた生涯にわたる学習環境の一層の充実に取り組んでいます。

(2) 大学、専修学校等における学習機会の提供

大学や専修学校等は、前述のように社会人を含む様々な学生等を受け入れているほか、公開講座やセミナー等を通じて地域の人々に多様な学習機会を提供する役割を担っています。

(3) 公民館等社会教育施設における学習機会の提供

公民館（公民館類似施設含む。）は、地域住民にとって身近な学習拠点であり、令和3年度社会教育調査によると、全国で約23万9,000講座が開設され、約389万7,000人が教養や体育・レクリエーション、家庭教育、職業知識・技能等の学習活動に参加しています。

また、図書館や博物館、生涯学習センター、青少年教育施設、女性教育施設においても施設の特徴を生かした様々な学習機会が提供されており、国民一人一人の生涯を通して学びを支援しています。

(4) 社会通信教育、民間教育事業者等との連携

文部科学省は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを認定し、その普及・奨励を図っています。令和5年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は

25団体108課程であり、4年における1年間の延べ受講者数は約5万1,000人となっています。また、優れた民間教育事業への後援や表彰など、民間教育団体の取組の活性化を図っています。

5 学習成果の評価・活用

(1) 学校外における学修の単位認定

高等学校では、生徒の能力・適性、興味・関心などが多様化している実態を考慮し、選択の幅を広げる観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、1. 大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修、2. 知識・技能審査の成果に関する学修、3. ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）等、4. 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修など、在学する高等学校以外の場における学修の成果について、各高等学校の判断によって学校の科目の履修とみなし、単位を与えることが可能となっています。令和3年度は、1. 大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修については266校、2. 知識・技能審査の成果に関する学修については1,014校、3. ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）等については371校、4. 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修については305校が単位認定を行っています。

また、大学等（大学、高等専門学校、専門学校）は、教育内容の充実に資するため、大学等における教育に相当する学修など大学等以外の教育施設などにおける学修について、当該大学等における単位として認定できることとされており、令和元年度は531大学（全体の71.6%）がこれを活用しています。

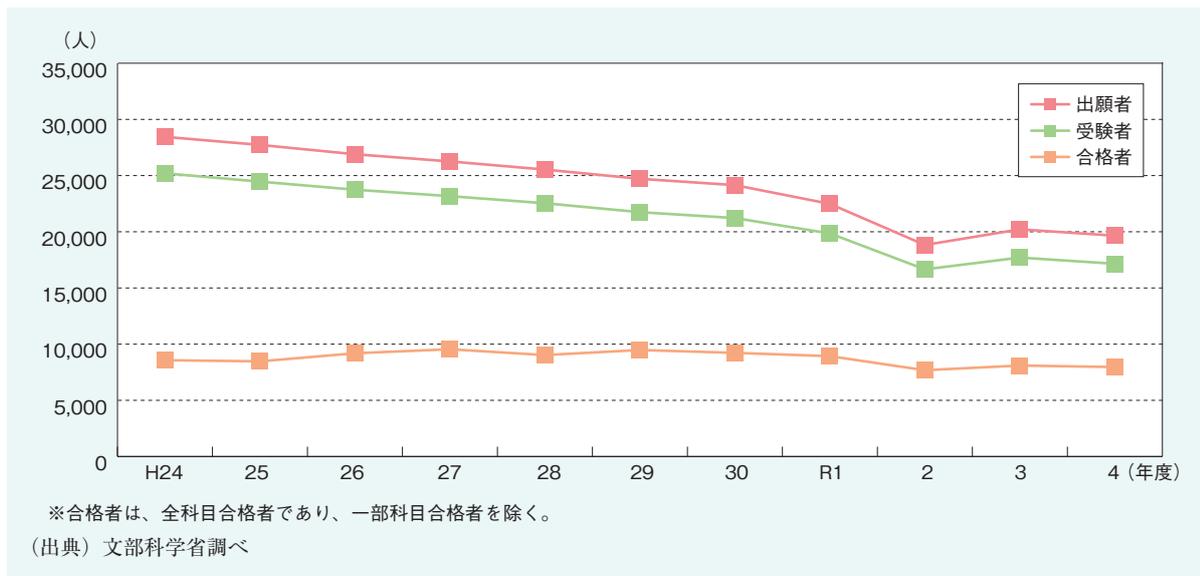
(2) 高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する試験です。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されます。令和4

年度における延べ出願者数は1万9,653人、受験者数は1万7,154人、合格者数は7,961人となっています（図表2-3-2）。出願者のうち約半数となる47.6%を高等学校中途退学者が占めており、高等学校卒業程度認定試験が高等学校等の中途退学者などの再挑戦の機会となっていることが分かります。試験合格者のおよそ半数は大学等に

進学していますが、この試験は、就職などの機会に学力を証明する手段としても活用されています。文部科学省は、採用試験や採用後の処遇において高等学校の卒業者と同等に扱われるよう、文部科学省ウェブサイトやパンフレット、ポスターの配布などによって制度の周知に努めています。

図表 2-3-2 高等学校卒業程度認定試験の出願者・受験者・合格者数



(3) 大学改革支援・学位授与機構による学位授与

大学改革支援・学位授与機構は、大学・大学院の正規の課程を修了してはいないものの、大学・大学院を卒業又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して、高等教育段階の様々な学習成果を評価し、学位を授与しています。平成27年度からは、大学と同等の教育課程において学修指導が行われていると同機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科の修了見込み者に対して学位（学士）を授与する新たな制度を設けました。令和4年度末までに、1. 短期大学、高等専門学校卒業生などが大学、専攻科において更に一定の学習を行った場合に当たる者として延べ6万3,829人に、2. 同機構が認定する教育施設（省庁大学校）の課程の修了者に当たる者として延べ3万4,848人に学位を授

与しています。

(4) 検定試験の質の向上等

民間の団体（検定事業者）が、受験者の学習成果を測るために行う検定試験は、法令等に基づくものではありませんが、全国で実施され多数の受験者が参加するものや、専門的な知識・技能を測るために特定の受験者を対象に実施されるもの、各地域における文化活動や観光産業などの活性化を目的としたものなど様々な規模・内容で実施されています。こうした検定試験によって測られる学習成果が適切に評価され、学校や職場、地域社会などで生かされるためには、検定試験の質の向上と信頼性の確保が重要です。

文部科学省は、検定試験に関する評価や情報公開の取組を促進するため、平成29年10月に「検定事業者による自己評価・

情報公開・第三者評価ガイドライン」として取りまとめ公表しました。ガイドラインでは、検定試験の評価手法、評価の視点や内容、情報公開が望まれる項目などが検定事業者の自主的な取組の目安として示されています。

また、本ガイドラインを踏まえた自己評価や第三者評価の普及・定着を促進するための第三者評価に関する調査研究を実施し、これを受け、検定試験の自己評価の実施を前提としてNPO法人全国検定振興機構において、検定試験の第三者評価が行われています。今後も、検定試験の質保証の取組について、関係団体とも連携しつつ、普及していきます。

第2節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

1 少子化対策

我が国の深刻な課題である少子化問題に関し、政府は「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」及び同法に基づく「少子化社会対策大綱」*2などを踏まえ対策を推進しています。文部科学省では、1. 教育の無償化・負担軽減、2. 認定こども園の設置・移行支援や幼稚園等における預かり保育・子育て支援の充実、3. 地域住民等の参画によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的推進、保護者に対する学習機会の提供などによる家庭教育支援といった地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備等に取り組んでいます。

特に1. については、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴う税収の増加分が活用され、幼児教育・保育の無償化は同年10月から、高等教育の修学支援新制度は2年4月から、それぞれ実施されてい

ます。また、同年4月から、私立高校等に通う年収約590万円未満の生徒を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額の大幅な引き上げを行っています。

また、我が国のこども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させるため、令和5年4月から内閣総理大臣を議長とするこども未来戦略会議において議論が行われ、同年6月13日に「こども未来戦略方針」がとりまとめられるとともに、同日閣議決定されました。文部科学省としては、本方針を踏まえ、関係省庁と連携・協力しながら必要な取組を進めていきます。

2 意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする高齢社会への対応

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要となります。また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されています。文部科学省では、高齢社会への対応に資する取組を推進するため、地域の多様な主体の対話・協議による学びを通じた課題解決や活性化が持続的に行われるための方策や、高齢者の社会参画促進のためのノウハウなどについて、普及・啓発に努めています。

3 人権教育の推進

文部科学省は、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。学校教育については、学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及等によって、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実に支援していま

*2 こども基本法に基づく「こども大綱」が策定された後は、「こども大綱」等に基づき少子化対策を推進する。

す。社会教育については、社会教育主事の養成講習等において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促しています。

また、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、文部科学省に「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者からの意見聴取や現地視察等を行いつつ取組に関する検討を行っています。今後は、厚生労働省において開催された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言や、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病の元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図っていきます。

4 男女共同参画社会の形成に向けた取組

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」等に基づき、政府において総合的かつ計画的な取組を進めています。文部科学省は、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）に示された施策等に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

(1) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会の形成に向けて、学校・家庭・地域などにおいて男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学

習の充実などを図っています。

学校教育については、小・中・高等学校において、児童生徒の発達の段階に応じて男女の平等や相互の理解と協力について適切に指導が行われるとともに、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身に付けられるような進路指導が行われるよう努めています。令和3年度から開始した「学校と地域で育む男女共同参画促進事業」では、関係機関・団体の連携の下、小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを開発するとともに、保護者向け啓発資料を作成し、性差に関する偏見や性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図っています。

社会教育については、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実を図っています。令和2年度から開始した「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」では、多様な年代の女性の社会参画を支援するため、関係機関との連携の下、キャリアアップ・キャリアチェンジ等に向けた意識の醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性のチャレンジを総合的に支援するモデルを構築するなどの取組を行いました。

(2) 国立女性教育会館における活動

国立女性教育会館（NWEC：ヌエック）は、「研修」「調査研究」「広報・情報発信」「国際貢献」の四つの機能を有機的に連携させながら、国内の男女共同参画を推進するための事業を展開しています。

令和4年度には、女性団体、男女共同参画センター、地方公共団体、初等中等教育機関及び教育委員会、大学等の高等教育機関、企業等に対し、それぞれの分野における男女共同参画推進リーダー等を対象としたオンライン研修を実施するとともに、これらの機関や組織間のネットワーク形成を支援しました。また、放送大学と連携し

て、女性のキャリアデザインに関するオンライン講座プログラムを開発・運用するとともに、会館主催研修の一部にeラーニングを取り入れました。あわせて、これまでに実施した研修やセミナーの様子をウェブサイトで配信しています。

また、学校教育における男女共同参画に関する課題の一つである女性の管理職登用の促進に係る研修として「学校における男女共同参画研修」を開催しました。プログラムの中から、事例を中心とした内容の一部を抜粋・編集した資料集を作成しました。

さらに、研修プログラムの開発・実施の土台となる専門情報の収集・提供の充実を図るため、施設内の女性教育情報センターや女性情報ポータルサイトWinet、広報媒体（メールマガジン、SNS等）等において企業や大学等の男女共同参画の取組に資する情報収集・発信を重点的に行いました。

これらに加え、女性の人権やエンパワーメントに係る課題について理解を深める国際貢献の取組として、デジタル技術とジェンダー平等をテーマとした「NWECグローバルセミナー」や人身取引、ジェンダーに基づく暴力の撤廃をテーマにした国際研修を実施しました。また、毎年11月に実施されている「女性に対する暴力をなくす運動」期間において敷地内研修施設のパール・ライトアップを実施し、女性に対する暴力の防止をアピールしました。

5 性犯罪・性暴力対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長年にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

政府においては、令和2年4月に内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の下、内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省の局長級から構成される「性犯罪・性

暴力対策強化のための関係府省会議」を立ち上げ、同年6月11日には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下、「強化の方針」という。）を取りまとめました。強化の方針は、2年度から4年度までの3年間で、「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」とし、その第一歩として、今後の取組方針を示したものです。文部科学省関係では、強化の方針を踏まえ、子供が性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないための「生命（いのち）の安全教育」の推進や、学校等で相談を受ける体制の強化、児童生徒等に対して性暴力等を行った教員等の厳正な処分^{*3}等に取り組んでいます。また、5年3月30日には、同会議において、5年度から7年度の3年間で「更なる集中強化期間」と位置づけ、同期間における関係府省の取組の方針を示す「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定しました。

「生命（いのち）の安全教育」については、令和3年4月に、幼児期・小学校・中学校・高校と、それぞれの子供の発達の段階に応じて各学校等の授業等で活用可能な教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を公表し^{*4}、3年度、4年度において、これらの教材等を活用したモデル事業を実施しました。また、4年度は、教員向け研修動画及び児童生徒向け動画教材の公開、全国の指導事例の収集等を行いました。さらに、4年12月に12年ぶりに改訂した、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要」において、新たに、性犯罪・性暴力に関する対応について整理し、課題未然防止教育として、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施することを示し、全国の学校等の教育の現場において「生命（いのち）の安全教育」に取り組むことができ

*3 参照：第2部第4章第12節 ■ (3)

*4 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

る環境の整備を進めています。

また、令和5年3月30日には痴漢対策に関する関係府省連絡会議において、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」を取りまとめました。文部科学省としては、学校における教育や痴漢被害に遭った児童生徒等への対応について、パッケージに盛り込み、同日、教育委員会や大学等に対し、取組の一層の強化を依頼いたしました。

6 児童虐待の防止

児童虐待の防止については、政府全体で様々な施策の推進を図っていますが、痛ましい事件はあとを絶ちません。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が令和3年度には20万7,660件と過去最多になるなど、児童虐待は依然として社会全体で早急に取り組むべき課題です。

児童虐待の未然防止や、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童生徒の支援については、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携する必要があります。文部科学省はこれまでも、学校教育関係者や社会教育関係者に対する児童相談所への通告義務や関係機関との連携等を図る上での留意点等の周知、教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材の作成・配布などを行ってきたほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した学校における教育相談体制の整備、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援に関する取組の充実に取り組んでいます。

また、平成30年6月には、同年3月に東京都目黒区で発生した女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」(以下、「関係閣僚会議」という。)が開催され、同年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(以下、「緊急総合対策」という。)が取りまとめられたほか、31年1月には、千葉県野田市において児童虐待

が疑われる小学4年生の死亡事案が発生したことを受け、同年2月、関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」(以下、「更なる徹底・強化」という。)が決定され、同年3月には、児童虐待防止対策のための制度改正や「緊急総合対策」「更なる徹底・強化」等のこれまでの取組の実施について改めて徹底するため、関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(以下、「抜本的強化」という。)が決定されました。

文部科学省としても、本事案における課題をしっかりと検証した上で、関係機関とも連携しつつ、再発防止策を講ずるため、文部科学副大臣を主査とする「千葉県野田市における小学4年生死亡事案に関するタスクフォース」を開催し、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知したほか、令和元年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、公表しました。さらに、厚生労働省及び文部科学省が連携して関係閣僚会議決定に基づく取組を実施するため、両省副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを開催し、同年6月に検証に関する中間取りまとめを行いました。

加えて、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年6月に公布されたことを受け、文部科学省から各都道府県教育委員会等に通知を発出し、改正法の内容や児童虐待防止対策に係る対応について周知を図ったほか、抜本的強化を受け、2年1月には、具体的な虐待対応のケースを取り上げ、必要な対応のポイントや関係法令を解説した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、公表しました。さらに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、元年8月には、抜本的強化を踏まえ、地域で活動する家庭教

育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を取りまとめた「児童虐待への対応のポイント」(4年11月改訂)を作成し、関係者に周知しました。



図表2-3-3 QRコード
児童虐待への対応のポイント

また、令和4年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、全国の家・学校・地域の関係者、全国すべての子供たちに向けて、文部科学大臣メッセージを発信するなど、児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行いました。

加えて、令和4年12月には、いわゆる「宗教二世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応できるよう厚生労働省が児童虐待に当たる事例や児童相談所等が対応に当たったの留意点等を整理したQ&Aを作成し、文部科学省においても学校において、宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることがなくQ&Aを活用して必要な支援を行うように周知しました。

文部科学省としては、引き続き、1. 専門スタッフの配置等による学校・教育委員会の体制強化、2. 学校・教育委員会と児童相談所、警察等の関係機関との連携強化等の子供たちを守り通すための取組を一層強化するとともに、地域全体で子供たちを見守り育てるための取組を推進していきます。

7 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも子どもの貧

困対策についての計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。

また、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証し評価するため、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合や子供の貧困率^{*5}等の39の指標を設定し、貧困の実態をより多面的に捉えられるようにしています。あわせて、これらの指標の改善に向けて、「教育の支援」等の事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

文部科学省としては、本大綱や、こども基本法に基づいて今後策定される「こども大綱」も踏まえ、

- ・ 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減
- ・ 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカーの配置充実等の「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策」
- ・ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援や、高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進等の「地域の教育資源を活用した子供の貧困対策」等に引き続き、取り組んでいきます。

8 主権者教育の推進

平成27年6月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。これにより、未来の日本の在り方を決める政治に、より多くの世代の声を反映することが可能となりました。一方で、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸

*5 子供の貧困率：17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合であり、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく。

成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要となりました。

文部科学省は単に政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進しています。

具体的には、実社会との接点を重視した課題解決型学習についてのモデル事業の実施、総務省と連携した、政治や選挙等に関する副教材等の全国の高等学校等への配布、小・中学校向け主権者教育指導資料の公表などの取組を行っています。

また、平成29年に公示した小・中学校の学習指導要領では、社会科、家庭科、特別活動など関連する教科等において主権者教育の充実を図りました。さらに、30年に公示した高等学校の学習指導要領では、現代社会の諸課題を捉え、その解決に向けて、社会に参画する主体として自立することや他者と協働してよりよい社会を形成することについて、考察し、選択・判断する力を育む科目として「公共」を新たに設置しており、各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図っています。

大学等においても、各地方公共団体の選挙管理委員会と連携したキャンパス内における期日前投票所の設置や、学生等への啓発活動等の充実を図っています。また、「住民票の異動及び投票方法に係る周知啓発について（依頼）」（令和5年2月2日付け 高等教育局長通知）を通じ、進学や就職等で引っ越しをした場合における住民票の異動と投票方法について大学等に周知を行いました。

9 消費者教育の推進

消費者をめぐる問題が複雑化・高度化する中、消費者被害防止の観点だけでなく、様々な情報の中から必要なものを取捨選択し、適切な意思決定や消費行動を選択し、

意見を表明し行動することができる自立した消費者を育成する教育が重要です。

文部科学省は、「消費者教育の推進に関する法律」及びこれに基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（令和5年3月28日閣議決定）並びに「消費者基本計画」（2年3月31日閣議決定、3年6月15日変更）を踏まえ、学校教育や社会教育における消費者教育を推進してきました。

また、平成30年6月、成年年齢を引き下げる民法の一部を改正する法律（同年法律第59号）が成立（令和4年4月1日施行）し、若年者に対する消費者教育の更なる充実が求められています。

そのため、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係4省庁において、平成30年度から3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（30年2月若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定、同年7月改定）」を決定し、本プログラムに基づき、若年者に対する消費者教育の推進を図ってきました。令和4年度からは、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－（4年3月若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）」に基づき、4年度から3年間の計画期間の中で、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組んでいます。

文部科学省では、平成29年に小・中学校、30年に高等学校の学習指導要領を改訂し、関連する教科等において消費者教育に関する内容の更なる充実を図っています。また、各学校の指導の充実に資するよう、都道府県教育委員会等に委託して、消費生活に関する諸課題も含めた実践研究を行っています。

あわせて、文部科学省の消費者教育に関

する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主体の連携と協働を促進する場として「消費者教育フェスタ」を開催しています。令和4年度は、「専門学校における消費者教育の取り組み方」及び「消費者教育の推進に関する法律」施行10年「子供・若者の社会参画を育む消費者教育」をテーマとして、有識者による基調講演やグループディスカッション、実践者による事例報告などをオンラインと併用して実施しました。さらに、消費者教育の指導者用啓発資料について、消費者教育を通じて育むべき力と指導者の役割、指導者が消費者教育を行う上でのヒントや関係者が相互に連携して取り組む手法等について啓発を行っています。加えて、地域における消費者教育が連携・協働により一層推進されるよう、消費者教育アドバイザーを11回派遣しました。

10 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など地球規模での様々な課題がある中、エネルギーの効率的な利用など環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築するため、国民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。そのため、我が国は持続可能な開発のための教育（ESD）の提唱国として、環境問題等を含む現代社会における地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付ける教育を推進しています。

文部科学省は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及びこれに基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成30年6月閣議決定）を踏まえ、国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育における環境教育

の推進のために必要な施策に取り組んでいます。

学校における環境教育については、これまでも、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科や理科など教科等横断的な学習が行われています。また平成29年3月には小・中学校、30年3月には高等学校の学習指導要領を改訂し、環境教育については、社会科や理科、技術・家庭科など関連する教科においてその内容を充実しています。

文部科学省は、環境教育を一層推進するための施策として、環境省との連携・協力による教師等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修などを実施しています。また、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的とした自然体験活動や農林漁業体験など農山漁村等における様々な創意工夫のある宿泊体験活動を支援しています。

学校の施設については、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を関係府省と連携して推進しています。

社会教育については、公民館等の社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体等が連携し、環境保全等の地域の課題を解決していくための取組について情報提供するなど、地域の教育力の向上を図っています。

さらに、青少年の体験活動等を一層推進するため、全国的な普及・啓発を図るとともに、子供たちが野外で体を動かす自然体験活動を推進する取組を実施しています。国立青少年教育振興機構は、全国28か所の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動等の機会や場を提供しているほか、民間団体が実施する自然体験活動等の振興を図る活動に対して「子どもゆめ基金」事業^{*6}による助成を行っています。

^{*6} 参照：第2部第3章第4節 ② (2)

11 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月20日閣議決定）（以下、「第四次基本計画」という。）を踏まえ、令和4年度までに1. 子供の「不読率」（1か月に1冊も本を読まない子供の割合）の減少（小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）、2. 市町村における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定率の増加（市にあっては100%、町村にあっては70%以上）を目指して、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、様々な施策を実施してきました。

また、第四次基本計画の策定以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定等を通じ、子供の読書環境の整備が進められている一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子供たちを取り巻く環境が大きく変化し、子供の読書活動にも影響を与えている可能性があることや、第四次基本計画における不読率の達成目標がいずれの学校段階でも達成されていないこと等を踏まえつつ、次期（第五次）の基本計画が子供の読書活動にとって一層意義のあるものとなるよう、令和4年度に「子供の読書活動推進に関する有識者会議」において議論が行われ、「論点まとめ」が取りまとめられました。そして、この「論点まとめ」を参考にしつつ、5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「第五次基本計画」という。）が閣議決定されました。今回の改訂では、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう1. 不読率の低減、2. 多様な子どもたちの読書機会の確

保、3. デジタル社会に対応した読書環境の整備、4. 子どもの視点に立った読書活動の推進を基本的方針とし、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を踏まえ、学校・図書館・民間団体・民間企業等の様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進していきます。

（1）学校における読書活動の推進

①学校における読書活動の推進

子供の読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。「学校教育法」には、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。また、学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することとしています。

小学校、中学校、高等学校の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有によって様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

文部科学省の調査によると、令和元年度末現在、全校一斉の読書活動（いわゆる「朝読」を含む。）を実施している公立学校の割合は、小学校で90.5%（27年97.1%）、中学校で85.9%（27年88.5%）、高等学校で39.0%（27年42.7%）となっています。公立図書館との連携を実施している学校も増加しており、各学校において積極的な取組が行われています。

②学校図書館資料の整備・充実

学校図書館には読書活動を推進する「読書センター」、教育課程の展開に寄与する「学習センター」や「情報センター」としての機能が期待されています。

文部科学省は、公立義務教育諸学校における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成等に向けて、令和4年度から8年度までの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

この計画の策定に伴い、公立義務教育諸学校の計画的な学校図書館図書の整備に必要な経費として、新たな図書等の購入に加えて、情報が古くなった図書等の更新を行うため、単年度199億円、5か年総額995億円の地方財政措置が講じられることとなっています。令和元年度末時点で「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合は、小学校71.2%、中学校61.1%にとどまっており、文部科学省は、「学校図書館図書標準」の達成に向けて、各教育委員会に対して蔵書の計画的な整備を促しています。

また、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴い、学校図書館に新聞を配備するため、単年度38億円、総額190億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

令和元年度末現在で学校図書館に新聞を配備している学校の割合は、小学校56.9%、中学校56.8%、高等学校95.1%であり、文部科学省は、各教育委員会に対して学校図書館への新聞の配備を促しています。

③学校図書館の活用を推進するための人的配置の推進

「学校図書館法」では、12学級以上の学校には学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う司書教諭を必ず置かなければならないこととしています。文部科学省は、司書教諭の養成のための講習会を実施し有資格者の養成に努めるとともに、司書教諭の配置が促進されるよう周知を図っています。

また、学校図書館活動を充実するためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する学校司書を配置して、司書教諭との連携

による多様な読書活動の計画・実施を推進したり、学校図書館サービスの改善・充実に図ったりすることが有効です。平成26年6月に議員立法によって「学校図書館法」が改正され、それまで法律に規定のなかった「学校司書」について、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校に置くよう努めることとされました。学校司書を配置する公立小・中学校の割合は近年一貫して増加しており(令和2年5月現在：小学校69.1%、中学校65.9%)、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることが分かります。こうしたことを踏まえ、公立小・中学校等に学校司書を配置するための経費として、平成29年度から令和3年度まで単年度220億円、総額1,100億円の地方財政措置が講じられてきたところです。さらに、4年度からの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴い、単年度243億円、総額1,215億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

④学校図書館の更なる整備充実に向けて

文部科学省は、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格の在り方、その養成等の在り方に関する検討を行い、平成28年10月、「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」を取りまとめました。これを踏まえ、文部科学省は、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を作成しています。また、学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成し、各教育委員会や大学等に周知を図りました。

(2) 地域における読書活動の推進

文部科学省は、第四次基本計画に基づ

き、「発達段階などに応じた読書活動推進事業」や子供の読書に関する調査研究の実施、「子ども読書の日」（4月23日）を記念した「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催、優れた読書活動を行っている図書館・学校・団体（個人）の文部科学大臣表彰を行っています。文部科学大臣表彰について、令和4年度は、図書館46館・学校128校・団体（個人）46団体（名）の合計220件を表彰しました。受賞事例については「子ども読書の情報館」を活用した情報提供^{*7}を行っています。また、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めています。読書活動をはじめとする図書館の機能やサービスを一層充実させるため、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）を定め、子供のための施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実を促しています。

第3節

社会教育の 振興と地域 全体で子供 を育む環境 づくり

1 社会教育の振興

(1) これからの社会教育の在り方

人生100年時代やSociety5.0の到来、DXの急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、

地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。

また、第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、高齢者や外国人、障害のある方等、様々な困難な立場にある方々の社会的包摂の実現や、急速に進展するデジタル社会への対応などに向けて、社会教育・生涯学習が果たすべき具体的役割等について議論が行われました。この議論を踏まえ、文部科学省としては、デジタル社会に対応した公民館等の社会教育施設の更なる活用方策や、令和2年度から新しく創設された制度である社会教育士等の社会教育人材の活躍促進など、今後の生涯学習・社会教育の方向性や振興方策に関する重点事項をまとめました。

これらの動向も含め、文部科学省としては、引き続き社会教育の振興に努めていきます。

(2) 社会教育に関する専門的職員の充実

教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事は、地域の学習課題を把握し、社会教育事業の企画・実施や、関係者への専門的技術的な助言と指導を関係各機関との効果的なネットワークを活用して行うことによって、地域住民の自発的な学習活動や学習を通じた地域づくりの活動を支援する役割を果たしています。また、図書館及び博物館に置かれる専門的職員である司書及び学芸員は、利用者や地域住民の学習機会の充実を図り、学習活動の支援を行っています。

文部科学省は、現職の社会教育主事、司書、学芸員に対して、地域が抱える課題や学習ニーズに対応した実践的な研修を実施することによって、これらの専門的職員の資質向上を図っています。また、社会の状況に応じて、地域住民の高度化・多様化す

^{*7} 参照：<https://www.kodomodokusyo.go.jp/>

る学習ニーズに対応する社会教育主事や司書を養成するため、大学等に委嘱して社会教育主事講習や司書講習を実施するほか、学芸員資格認定試験による資格付与を行っています。

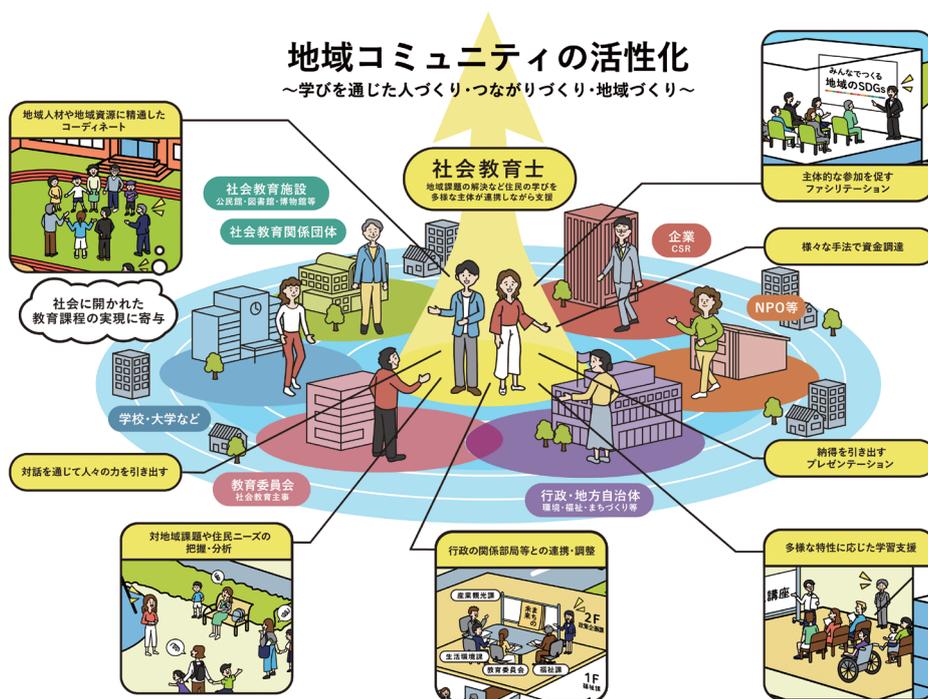
社会教育主事の養成については、学習及びその成果を実際の地域課題の解決等につなげていくため、今後はより実践的な能力の育成が必要であると指摘されており、「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）等の提言内容を踏まえ、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目の改善を図ることとし、「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（平成30年文部科学省令第5号）を30年2月28日に公布し、令和2年4月1日から施行されました。

本改正では、学習者の多様な特性に応じ

た学習支援に関する知識及び技能の習得を図る科目である「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る科目である「社会教育経営論」を新設しました。これらを含む全ての科目を修得した者は、新たに「社会教育士」と称することができます。

社会教育士には、地域学校協働活動の推進や社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習を支援する活動を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことや、首長部局、NPOや大学、企業等においても広く活用され、教育委員会に置かれる社会教育主事を中心とした社会教育行政の連携体制の構築に寄与することなどが期待されています（図表2-3-4）。

図表 2-3-4 学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割をはたす社会教育士



文部科学省としては、多様な分野の施策と連携しながら、つながりづくり・地域づくりを学びを通じて担うことができるよう、社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や、デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデートを図るなど、社会教育人材に係る制度の整備・見直しを推進します。また社会教育士は、社会の多様な分野において活躍が期待されていることから、首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPOや企業等における地域の課題解決に取り組む多様な人材が社会教育士の称号の取得や、社会教育人材のネットワーク化等を促進していきます。

2 社会教育施設を通じた様々な施策の展開

文部科学省では、「第3期教育振興基本計画」を踏まえて、公民館・図書館・博物館等、地域の「学びの場」である社会教育施設を拠点として、首長部局・学校・NPO・企業等の多様な主体との連携を密にし、地域課題解決に向けた講座の開催や、住民主体の地域づくりに対する支援等を行い、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びを推進する取組を行っています。

また、公民館等の社会教育施設においては、地域の課題を適切に把握するとともに、地域住民のニーズに応じた運営を行うことが重要です。さらに、その活動内容を客観的に評価・検証し、施設運営の質の向上を図ることも求められます。

(1) 公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たすとともに、地域の防災拠点とし

ての役割も期待されています。令和3年10月現在、公民館（公民館類似施設含む）は全国に約1万4,000館設置され、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会を提供しています。文部科学省は、公民館職員専門講座や社会教育主事講習等において、地域課題を解決するための活動の事例提供等により、公民館における取組が一層充実するよう努めています。

また、文部科学省では、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献していると認められる公民館（公民館と同等の社会教育活動を行う施設を含む）を優良公民館として表彰しており、第75回（令和4年度）優良公民館表彰においては、72館を表彰館として決定しました。^{*8}

(2) 図書館

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設です。令和3年10月現在の図書館数は、公立図書館が3,394館、私立図書館が22館となっています。文部科学省は、平成24年4月に「図書館法施行規則」の一部改正を行い、図書館を支える司書が地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応できるよう、大学における司書養成課程等の改善・充実を図ったところです。また、図書館職員の資質向上に向けて、司書等の研修の充実に努めています。

図書館には「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など多様な利用者や住民の学習活動を支え、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など幅広い観点から社会貢献や地域発展のために寄与することが期待されま

(3) 博物館

第9章第2節を参照。

^{*8} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00479.html

③ 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。また、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。

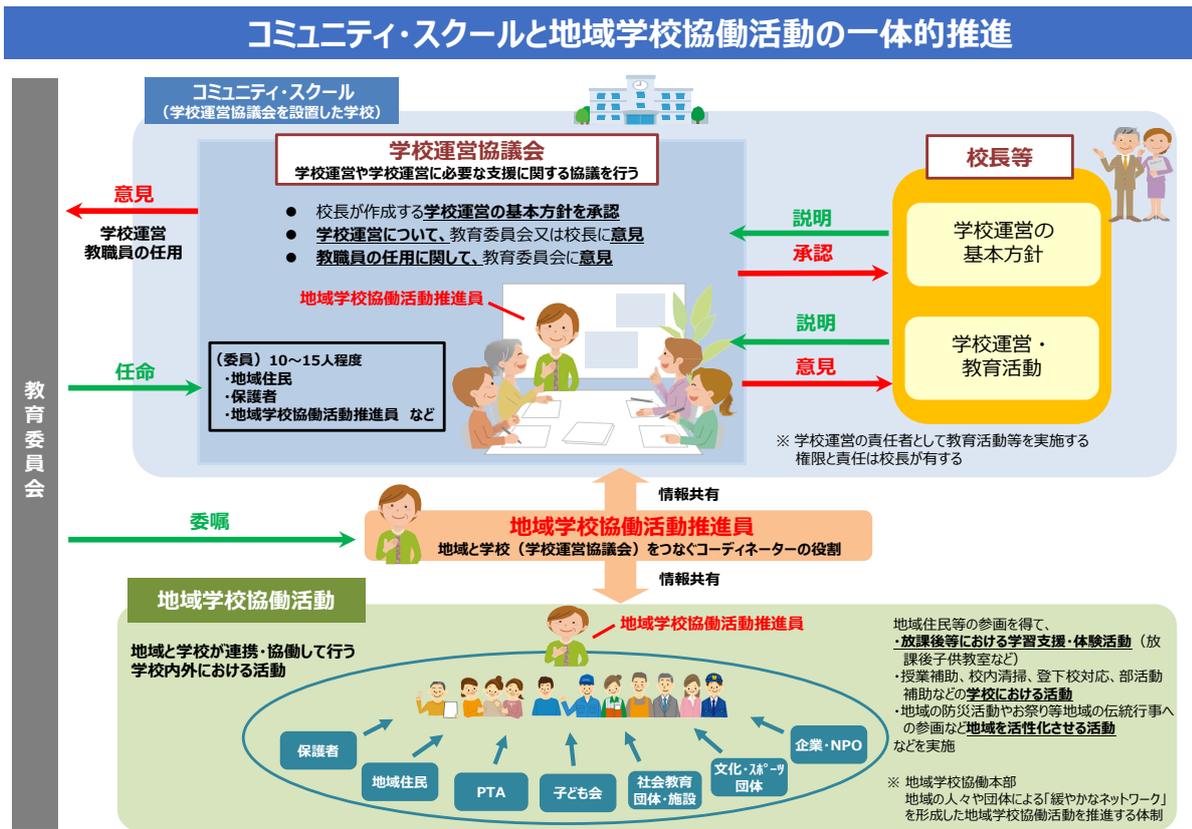
このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことを効果的に行うことができます。

また、学校運営協議会において保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直しや必要な地域学校協働活動に関する協議を行うなど、学校における働き方改革に取り組む上でも重要な仕組みです。

さらには、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」が学校運営協議会の委員となることで、協議の場である学校運営協議会と実働の場である地域学校協働活動が円滑に連携し、両者の機能を高め、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます（図表2-3-5）。

図表 2-3-5 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



(2) 地域と学校の連携・協働の現状

令和4年5月1日現在において、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入している学校数は1万5,221校であり、全体の42.9%です(図表2-3-6)。また、地域学校協働本部がカバーする学校数は、2万568校であり、本部数で見ると、1万2,333本部が整備されています。地域学校協働活動の一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を提供する「放課後子供教室」は1万7,129教室^{*9}が実施されています。

文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進していくため、以下の取組を実施しています。

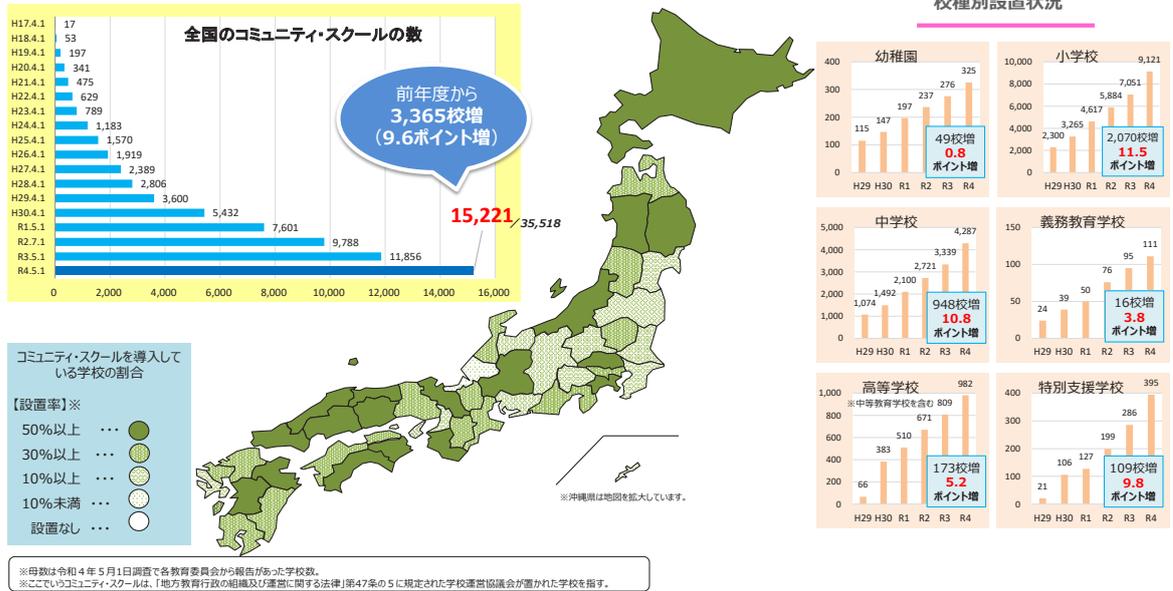
1. コミュニティ・スクール導入時の運営体制づくりへの支援及び地域学校協働活動推進員の配置の促進など地域学校協働活動を推進するための支援

2. コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等について経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有するCSマイスターの派遣
3. 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」、制度等説明会の実施
4. 子供の豊かな学びを支えるため、趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ、土日や休業日、平日の授業、放課後等に出前授業や施設見学等の教育プログラムを提供する取組の実施

^{*9} 補助事業を活用している数であり、地方単独財源で実施している数は含まない。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 - 学校数 -

学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）
 （幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）
 全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入



地域とともにある学校づくり推進フォーラム



また、「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」において、令和4年3月に取りまとめられた最終まとめでは、コミュニティ・スクールは全ての学校に必要であることから、導入を促進すること、導入後も質の向上に取り組むこと等の方向性が示されています。この最終まとめに示された推進方策を実行し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未

来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指します。

(3) PTA や青少年教育団体等の実施する共済事業

PTAや青少年教育団体等は、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき、行政庁の認可を受けて、その主催する活動等における災害について共済事業を実施することができます。令和4年度末までに、全国で27団体が本法に基づく共済事業の認可を

受けています。文部科学省は、共済契約者等を保護する観点から、共済事業が適切かつ健全に実施されるよう、行政庁である都道府県教育委員会等に対する研修会の実施や情報提供などの支援に努めています。

第4節 家庭教育支援の推進と青少年の健全な成長

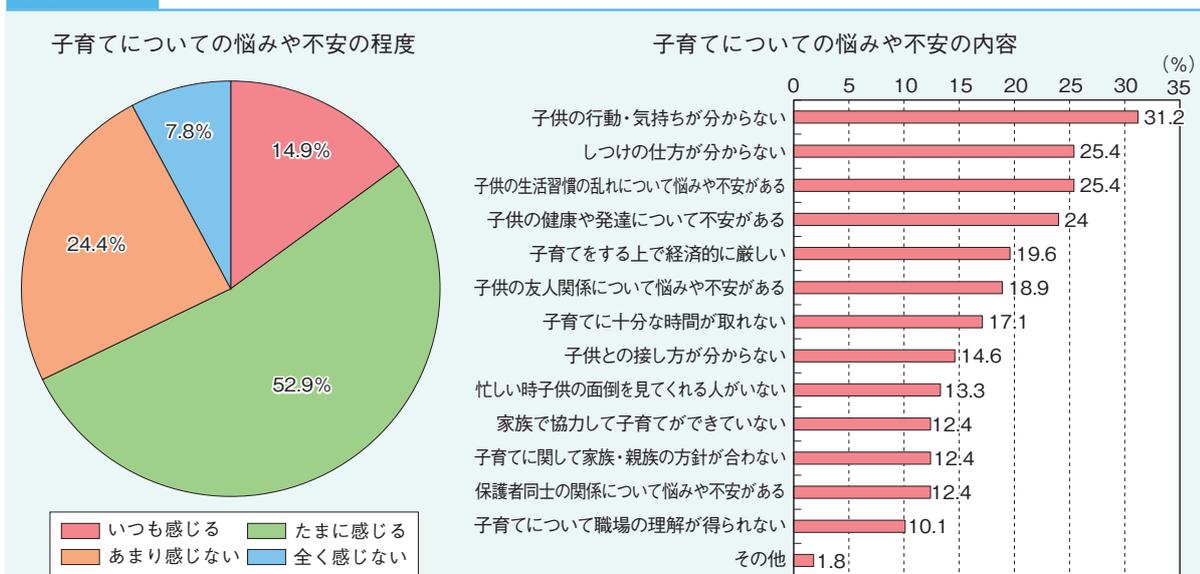
1 地域の多様な主体が連携協力した家庭教育支援の充実

(1) 家庭教育の現状と課題

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有

するものであり、子供の基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要です。一方、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子供の育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、家庭教育に関する様々な悩みや不安を抱えつつ、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難であるなど、支援が届きにくい家庭も多くなっています（図表2-3-7）。

図表 2-3-7 子育てについての悩みや不安



(出典) 令和3年度文部科学省委託調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～「家庭教育」に関する国民の意識調査～」

「第3期教育振興基本計画」では、多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを一層促進していくこととしており、文部科学省では、学校や子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携・協力した親子の育ちを応援する取組等を推進しています。

(2) 家庭の教育力の向上に向けた取組の推進

文部科学省は、「地域における家庭教育支援基盤構築事業」により、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会や情報の提供、相談対応、アウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団

体の取組を推進しています（令和5年3月末現在の「家庭教育支援チーム」数：1,031チーム（地域における家庭教育支援基盤構築事業により支援しているチーム数と登録制度により登録しているチーム数を合計したもの））。

さらに、令和4年度は、地域における家庭教育支援の一層の推進を図るため、「保護者に寄り添う家庭教育支援に向けた連携について」というテーマで全国家庭教育支援研究協議会を開催しました。

(3) 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援の推進

① 子供の基本的な生活習慣の現状

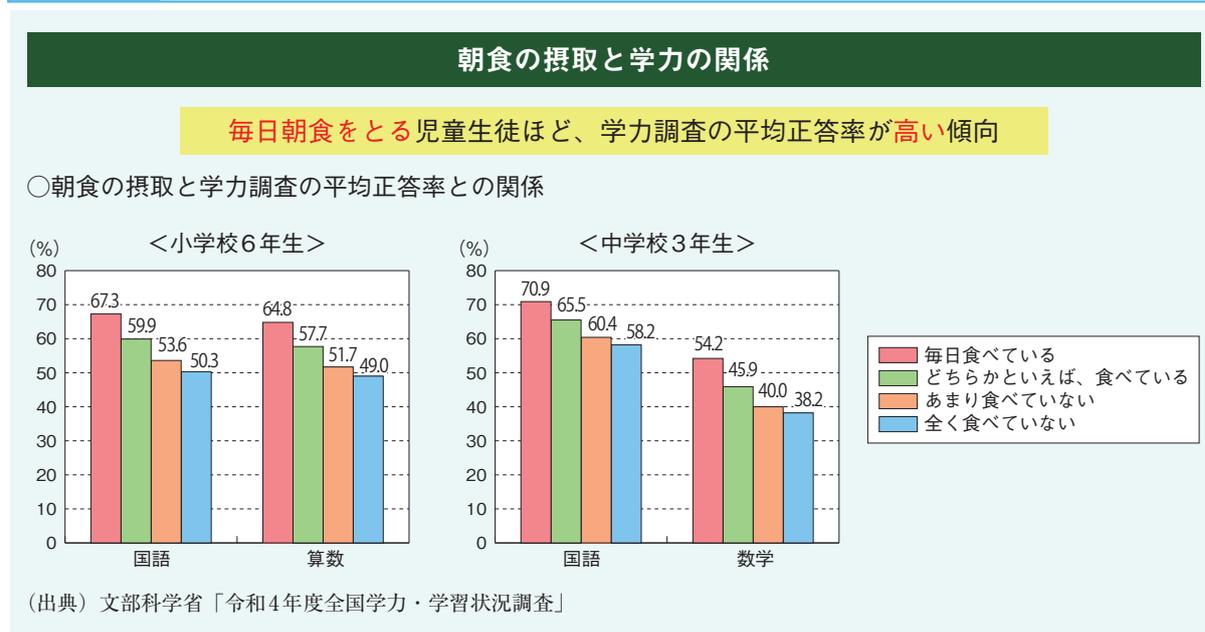
子供たちが健やかに成長していくためには、規則正しい生活習慣を確立することが必要ですが、一方で基本的な生活習慣の乱

れが、子供たちの学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

令和4年度「全国学力・学習状況調査」によると、子供の睡眠習慣については、毎日、同じくらいの時刻に寝ている小学校6年生の割合は約81%、中学校3年生の割合は80%、また、毎日、同じくらいの時刻に起きている小学校6年生の割合は約90%、中学校3年生の割合は約92%となっています。

さらに、同調査において、子供の朝食摂取については、朝食を毎日食べている小学校6年生の割合は約85%、中学校3年生の割合は約80%となっているほか、毎日朝食を食べる子供の方が、同調査の平均正答率が高い傾向にあります（図表2-3-8）。

図表 2-3-8 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係



② 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供の生活習慣づくりについて、社会全体の問題として子供たちの生活リズムの向上を図っていくため、平成18年4月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、文部科学省は同協議会と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進していま

す。具体的にはPTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政などの参加を得て、全国において、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動が展開されています。

同協議会では、ウェブサイトによる情報提供も行っています*10が、令和3年度は、「早寝早起き朝ごはん」の効果に関する調査研究（報告書）を公表しました。子供の頃、規則正しい生活を送っていた人ほど、大人になった現在の自尊感情や規範意識等の資質能力が高いなどの調査結果が出ており、規則正しい生活習慣の重要性を広く普及・啓発しました。文部科学省では、子供の生活習慣づくりに資するよう、隔年で、「優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰」を行っています。4年度は、51活動を表彰し、表彰を受けた活動の概要をまとめた資料を文部科学省のウェブサイトで公表しています。



図表2-3-9 QRコード
「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

さらに、国立青少年教育振興機構においては、文部科学省と連携協力して、平成29年度から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業を実施するとともに、中学生の基本的な生活習慣の維持・定着・向上を図るための「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施しています。

2 青少年の健全育成の推進

(1) 青少年の体験活動の推進

① 学校・家庭・地域における体験活動の推進

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。本答申などを踏まえ、文部科学省は、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及・啓発を行うとともに学校・家庭・地域における体験活動を推

進しています。具体的にはシンポジウムの開催や、青少年の体験活動に関する調査研究、自然体験活動を推進する取組、企業が社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の紹介等を行っています。

また令和4年6月には、「子供の体験活動推進宣言」を發表し、同年8月から「子供の体験活動推進に関する実務者会議」を開催しました。本会議では、地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築について議論を行い、同年12月に青少年の体験活動推進方策をまとめました。

さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組を支援するとともに、内閣官房、総務省、農林水産省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

② 青少年の国際交流の推進

文部科学省は、青少年の国際的視野の醸成などを図るため、次代を担う青少年等の海外派遣及び日本受入を行う「青少年国際交流推進事業」や、文化の異なる複数の国から青少年を招へいし一定期間宿泊を伴う英語による共同生活を体験する「地域における青少年の国際交流推進事業」等を実施しています。「青少年国際交流推進事業」では、日独及び日韓の青少年が様々なテーマにおいて交流を行い、相互理解の促進を図っています。令和4年度においては、貧困問題やメディア環境等のテーマでオンラインを通じて交流を行いました。また、「地域における青少年の国際交流推進事業」では、異なる文化的背景を持つ青少年と共同生活を行いながら、地域文化の体験やグループワーク等を通じて、青少年の国際交流を推進しています。同年度においては、オンラインや少人数でのグループワーク等を通じて海外の大学生や国内にいる留学生と高校生等が交流などを行いました。

*10 参照：<http://www.hayanehayaoki.jp/>

国立青少年教育振興機構においても、日中韓の小学4年生から6年生を対象とした「日中韓子ども童話交流事業」（令和4年度はオンラインにおいて日本単独開催）など、様々な青少年の国際交流推進事業が実施されています。

（2）国立青少年教育振興機構を中心とした体験活動の推進

①青少年教育施設における体験活動の推進

国立青少年教育振興機構は、青少年教育のナショナルセンターとして、全国28か所の国立青少年教育施設において、不登校、発達障害、子供の貧困等、青少年の現代的課題に対応した教育事業を企画・実施するとともに、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年団体等の活動に対する指導・助言等を行っています。また、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、青少年団体等と連携して体験活動の重要性を広く家庭や社会に伝える活動を進めています。

②「子どもゆめ基金」事業

国立青少年教育振興機構は、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子どもゆめ基金」事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動等を助成し、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等への支援を行っています。令和4年度は、4,516件の申請に対して3,391件の活動を採択しました。

（3）青少年を有害情報から守るための取組の推進^{*11}

近年、スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、SNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっています。文部科学省は、「青少年が安全に安心してイン

ターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づいて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進しています。

（4）依存症予防教育の推進

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する依存症等が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の逡減や青少年の健全育成を図る観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行っていくことが必要となっています。

文部科学省は平成28年度から「依存症予防教育推進事業」を実施しており、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」等の取組を支援しています。

*11 参照：第2部第11章第1節 7